

平成 30 年 1 月 15 日
(株)安心確認検査機構

省エネ適合性判定における
計算対象外となる室を含む場合の判定料金について

表記のことについては、次のとおり運用します。

- ① 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室が存在しない場合

一律 18,000 円（消費税別）

【例】延べ面積 5,000 m²の工場（開口部分ない）のうち 3,500 m²の生産エリアがあり、モデル建物法で工場モデルを適用するが、計算対象となる倉庫・屋外駐車場・屋外駐輪場がなく、エレベータの設置もない場合

- ② 建築物の一部が計算対象外の場合（計算対象外となる室が存在しない場合は除く。）

判定料金算定面積 = 対象棟の延べ面積 - 計算対象外部分の面積

【例】延べ面積 5,000 m²の工場（開口部分なし）で 3,500 m²の生産エリアがある場合の判定料金算定面積は $5,000 \text{ m}^2 - 3,500 \text{ m}^2 = 1,500 \text{ m}^2$ となり、計算方法がモデル建物法による場合には、判定料金は 46,000 円（消費税別、ただし、確認申請併願の場合）となります。なお、判定料金算定面積の計算の結果、300 m²未満となる場合には、上記①として扱います。

（備考）

- ・ 計算対象外となる室については、「モデル建物法入力支援ツール入力マニュアル（国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所）」等を参照してください。
- ・ 判定対象となる建築物全体が計算対象外となる場合であっても、適合判定通知書の交付を受ける必要があります。
- ・ 適合性判定の対象建築物を判断する床面積算定において、計算対象外であることを理由に当該部分を除外することはできません。